

令和 3 年 6 月 10 日現在

機関番号：55501

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2020

課題番号：19K23123

研究課題名（和文）律令国家の周縁領域支配の研究

研究課題名（英文）Ritsuryo State Domination of Peripheral Regions

研究代表者

菊池 達也（Kikuchi, Tatsuya）

宇部工業高等専門学校・一般科・講師

研究者番号：60845709

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 800,000円

研究成果の概要（和文）：律令国家が日本列島周縁領域（東北、南九州、南西諸島）の支配をいかに拡大したのかという点について、従来は軍事的征圧に重点を置いてきた。それに対し、本研究は、周縁領域の豪族層の協力・理解を得るために当時の政府がとっていた非軍事的政策をより重視し、それを解明しようとするものである。この試みの一つとして今回は、南九州の地名を冠する姓（大隅忌寸、大隅直、薩麻君など）を持つ、都で活動していた中・下級官人を取り上げた。彼らの活動の実態や拠点（本貫地）、官人として登用されるまでの過程を主に文献史料を用いて検証することで、非軍事的な政策の一端を明らかにしようとした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本古代の周縁領域研究は、軍事力をともなう一方的な征服という認識を前提とした分析がなされることが多かった。こうした中央偏重な歴史観は戦後に入ると見直されるようになり、現在では克服がほぼなされたと言ってよい。しかし具体的な支配拡大政策についての検証になると、今なお軍事的征圧の部分が強調され、戦前以来の征服史観が残存しているように思える。この点を解決するためには、政府がとっていた非軍事的なアプローチがいかなるものであったのか、その具体像を一つひとつ解明していき、全体像を構築していく必要がある。本研究を進めていくことにより、この研究史的課題の克服が期待される。

研究成果の概要（英文）：On the question of how the Ritsuryo state expanded its control over the periphery of the Japanese archipelago (Tohoku, Southern Kyushu, and the Nansei Islands), previous research has emphasized that it was conquered by military force. In contrast, this paper focuses on the non-military policies adopted by the government to secure the cooperation of powerful local families in the archipelago's peripheral areas. As one such endeavor, this paper looks at middle and lower-ranking government officials active in the capital with a family name unique to southern Kyushu. We attempted to clarify a series of non-military policies, primarily using historical documents and literature, by examining the significance of these officials' activities, their bases, and the processes leading up to their appointment as government officials.

研究分野：日本古代史

キーワード：日本古代史 隼人 律令国家 周縁 官人

1. 研究開始当初の背景

律令国家が成立した 8 世紀初頭、日本列島南北端にあたる周縁領域（東北、南九州、南西諸島）は律令制の施行が遅れており、その住民を統治下におさめることが、当時の政府の最も大きな課題の一つであった。この課題に対し、政府がいかに支配を拡大したのかという点について、従来の研究は、軍事的な征圧（いわゆる「征討」やその前後に実施された軍事力のともなう統治）の解明に重点を置いてきた。しかし、支配は軍事力のみによって実現できるわけではなく、その地の豪族層を中心とした人々の協力・理解を得て初めて可能となる。つまり、周縁領域への支配拡大の実現を理解するためには、これまで重視されてきた軍事的な面よりも、協力・理解を得るために政府が恒常的におこなっていた非軍事的なアプローチを解明することがより重要といえる。こうした考え方に基づいた研究は一部存在するが、少なくとも具体像・全体像はいまだ明らかになっていない。

2. 研究の目的

本研究は、日本列島周縁領域に対する支配拡大を目指す律令政府が、8 世紀代に取り組んでいた非軍事的政策の一端を解明しようとするものである。その試みの一つとして、今回は、これまで検討されることがほとんどなかった、南九州の地名を冠する姓（大隅忌寸、大隅直、薩麻君など）を持つ、都で活動していた中・下級官人を取り上げる。彼らの活動の実態や拠点（本貫地）官人として登用されるまでの過程を主に文献史料を用いて検証する。そしてこれらの検証で明らかになった事実から、非軍事的な政策の一端を解明しようとした。

3. 研究の方法

本研究で取り上げる、南九州の地名を冠する姓を持つ都で活動していた中・下級官人は、以下の 4 名である。

- ・大隅直坂麻呂
- ・薩麻君国益
- ・大隅忌寸公足
- ・大隅忌寸三行

彼ら 4 名を分析対象者とし、具体的には以下の 4 つの検証をおこなった。

大隅忌寸公足の活動内容の検証

大隅忌寸公足は、天平勝宝 7 歳（755 年）～宝龜 4（773）年前後に都で活動していた下級官人である。左大舎人、信部史生、図書少属、図書大属といった官職を歴任するとともに、多くの写経・勘経事業にも携わっていた。この公足については、『大日本古文書』と、善光朱印経と呼ばれる古写経の奥書から、管見の限り 90 件その名を確認できながらも、従来の研究ではほとんど取り上げられてこなかった。そこで、関係史料を収集・整理して分析することで、彼の官人としての活動内容を検証した。

「大隅忌寸」姓を持つ中央官人の検証

「大隅忌寸」姓を持つ中央官人として、大隅忌寸公足と大隅忌寸三行が知られている。このうち、大隅忌寸三行は、『続日本紀』に登場する人物で、史料で判明する限り、神護景雲 3（769）年～宝龜 7 年前後に都で活動していた官人である。少なくとも外従五位上まで昇進しており、隼人正に任じられた。三行についても、公足と同様、基礎的な検証が不十分である。そこで両者の活動内容、出身方法、位階の変遷を検証・比較することで、「大隅忌寸」という南九州の地名を冠する姓を持つ中央官人の特徴を考察した。

隼人の畿内移配と中央官人化についての検証

古代南九州から畿内へ移り住んだ人々の後裔は、畿内隼人として隼人司に上番し、隼人独自の奉仕を担っていた。その一方で、大隅忌寸公足や大隅忌寸三行のように、中央官人として活動する者が存在した。姓から考えると、彼らもまた畿内へ移住した人々の後裔である。そこでこの検証で明らかになった事実を用いながら、どのような過程を経て彼らが中央官人化したのかを考察した。

古代南九州から出仕した中央下級官人の検証

律令制の浸透が遅れたとされる南九州からは、すでに 8 世紀前半の段階で、中央へ出仕した者が存在していたことが知られている。そして彼らのうち、とくに舎人に任命された者が、中央でトレーニングを受け、のちに郡司として南九州へ戻り、律令制を浸透させる役割を担っていた

とする説がある。しかし、この理解は十分に論証され尽くしているとは言いがたく問題もある。また、そもそも南九州から出仕した中央下級官人の分析自体が十分になされていない。そこで、古代南九州から中央へ出仕した官人のうち唯一名前がわかる、天平 10 年に作成された「周防国正税帳」に登場する大隅直坂麻呂と薩麻君国益の分析を起点として、両者がなぜ出仕することになったのか、南九州から出仕した者が他にどのような官職に就いていたのかを検証した。

4. 研究成果

上記した ~ の検証によって、次のことが明らかになった。

大隅忌寸公足の活動内容

公足の活動内容に変化が見られる 4 つの時期に区分して、その具体的様相を解明した。その概要は下表に示した通りである。

	時期	官職	活動内容
期	天平勝宝7(755)歳～ 天平宝字4(760)年前半	左大舎人	五月一日経の勸経事業において、左大舎人であった公足は嶋院に向向して活動。具体的には使、あるいは一部の文書の発行などを行う。また五月一日経の勸経と一連の事業であった善光朱印経の写経事業において、嶋院勸経所で校生として活動。
期	天平宝字4年後半～ 天平宝字5年	左大舎人	光明皇太后の周忌齋に供する一切経の写経事業において、東大寺写経所で経師として活動。
-1期	天平宝字8年前半	左大舎人	内覧の公足は奉写御執経所の官人として景雲一切経の写経事業に携わる。具体的には主に使として宮中と諸官司との間の取次役を果たす。
-2期	天平宝字8年後半～ 天平神護3(767)年	信部史生・ 図書少属	奉写御執経所で景雲一切経の写経事業に携わる。ただし-1期と異なり主な任務は文書発行で、文書発行の責任者となっていたり、校生・経生を推挙したりするなど奉写御執経所の事務の中心業務を担う。その一方で、-1期と同様、宮中と諸官司の間の取次も果たす。
-3期	神護景雲2(768)年	図書少属	奉写一切経司で別当として活動。主な任務は-2期と同様、景雲一切経の写経事業に関わる文書の発行。また内裏に仕えることがあり、-1、2期と同様、宮中と諸官司の間の取次役も果たしていたと推測される。
	宝龜4(773)年前後	図書大属	奉写一切経司の段階と同様、おそらく別当として光仁天皇の写経機関の職務を専当し、文書発行の責任者になっていた。

「大隅忌寸」姓を持つ中央官人の基礎的事実の解明

大隅忌寸公足は内六位以下八位以上の者の嫡子であり、位子から左大舎人に任じられ出身したと考えられる。その後、信部史生、図書少属、図書大属を歴任するなかで、写経・勸経事業で校生・経師、あるいは取次役といった役割を担っていた。また当初は無位であったが、考選法に基づく叙位と臨時叙位を積み重ね、少なくとも正七位下まで昇進した。

大隅忌寸三行は出身方法が不明だが、隼人司の隼人として活動していた可能性が高い。宝龜 6 年に隼人正に任命され、隼人司の長官として隼人の検校や隼人名帳の管理、隼人による奉仕の統括や引率などをおこなっていた。位階は推測の部分も含め、少なくとも従六位上から外従五位上に昇進した。加階の契機としては、史料上では臨時叙位しか確認できない。

以上の検証結果を比較してみると、両者の活動には大きな違いがある。公足の場合、活動内容、出身方法、位階の変遷など、いずれの面から見ても、一般的な下級官人として位置づけられる。それに対して三行は、隼人司の隼人に対する叙位や、隼人の「朝貢」儀礼にともなう叙位など、隼人に関連する場面で位を授かっている点が特徴的で、また、公足と比べると位階が高く、隼人正に就任している点から考えても位子出身者とは思えない。そのため、古代南九州にルーツを持ち、同姓で同じ中央官人であったとしても、その活動は一様ではなかったことが明らかになった。

畿内に移り住んだ隼人の後裔が中央官人に任じられるまでの過程

畿内に移り住んだ隼人は、隼人司への上番勤務、あるいは臨時的な叙位などによって位階を授かる場合があり、なかには位を積み重ねた者も存在した。また、大隅忌寸公足の事例を参照すると、自発的に教養を身につける者もいた。その結果、令の規定（『養老令』軍防令内六位条）に則し、儀容端正で書算が巧みな者と判断されると、位子として中央官人に任用されるケースがあったことが明らかになった。

古代南九州から出仕した中央下級官人の任用方法与官職

大隅直坂麻呂と薩麻君国益の分析の結果、彼らは外五位を有する南九州（大隅国大隅郡、薩摩国薩摩郡）の郡司層の嫡子であり、令の規定（『養老令』軍防令五位子孫条、『類聚三代格』巻 5

神龜5(728)年3月28日太政官奏)が適用され、大舎人に任用されたことが明らかになった。したがって遅くとも天平年間には、南九州でも令の規定に沿って中央下級官人が任用されていたといえる。そのため、他の令の規定を含めて考察すると、大舎人以外にも、少なくとも采女・兵衛・東宮舎人・中宮舎人・諸司史生として出仕した者が存在していたと想定される。

(小括)

本研究の検証によって、周縁領域に対して律令政府が実施した非軍事的な政策として、次の2点を明らかにした。

1点目は、隼人の畿内移配とその後裔の中央官人化について。中央官人への任用とは、律令制に基づく支配を実行する担い手として、国家側が掌握したことを意味する。本研究では、畿内に移り住ませ、隼人として活動させることが、結果としてその子孫の中央官人の採用につながったと論じた。そして、それを可能にしたのは位階の授与・積み重ねと、教養の習得であることを指摘した。当然、畿内隼人の全員が中央官人になったわけではなく、その人数は限定的であったと思われる。しかし、彼らのような中・下級官人は記録に残りにくく、そうした史料的制約のなかで、こうした事例があるのは無視できない。何よりも古代南九州にルーツを持つ者が中央官人になれる道があったこと自体が重要なのである。このように7~8世紀代を俯瞰した長期的な視点に立つと、律令政府は武力に訴えずに、彼らを、国家を支える側に組み入れていくことがあったといえる。

2点目は、南九州から出仕した中央下級官人たちの親、祖父、兄弟、叔父といった郡司層に対する措置について。これまで舎人の任用を起点に、南九州で律令制の浸透をはかったとする理解もなされてきた。しかし8世紀前半の南九州からは、諸舎人だけでなく、諸司史生、兵衛、采女、帳内、資人として出仕した者、さらに大学・国学を経て任官された者が存在したと考えられる。また大隅直坂麻呂と薩麻君国益の大舎人任用は、彼らの親が外五位保有者であることを前提としている。つまり律令政府としてみれば規定に則して任じただけなのであり、舎人任用を出発点として南九州の律令化を推し進めたわけではない。むしろ非軍事的な政策として注目されるのは、この中央下級官人として出仕した者たちの親、祖父、兄弟、叔父といった郡司層に対する措置である。『続日本紀』や「薩麻国正税帳」などの記事から、彼ら南九州の郡司層は諸国と比べ位階が上昇する機会が多く、また郡司の就任についてもポストが多い分競合が少なかったと推察される。つまり、諸国の郡司層と比べて優遇されており、これこそが当該地域の住民を統治下におさめるための非軍事的政策の一つと見なすことができる。

本研究では、これまで検討されることが少なかった、南九州の地名を冠する姓を持つ中央官人を取り上げることによって、律令政府が進めていた非軍事的な政策のうち、従来見落とされてきた上記の2点を明らかにすることができた。今後は南九州だけでなく、東北や南西諸島に対する政策も含めて検討を進めることで、非軍事的アプローチの全体像を解明していきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 菊池達也	4. 巻 305
2. 論文標題 大隅忌寸公足の活動に関する基礎的考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 史学研究	6. 最初と最後の頁 29 - 55
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 菊池達也	4. 巻 878
2. 論文標題 古代南九州から出仕した中央下級官人	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本歴史	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 菊池達也
2. 発表標題 大隅忌寸公足に関する基礎的研究
3. 学会等名 2019年度九州史学研究会大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 菊池達也
2. 発表標題 古代日本における『支配領域の拡大』について
3. 学会等名 2019年度広島県私立中学・高等学校研究会社会科分科会（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------